

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会  
第2回福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業  
最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	都道府県別特定最低賃金額（鉄鋼業関係）……………	3
資料No.3	令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	5
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：労働者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	9
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書…………… （鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業：使用者側） 【令和4年8月17日：第2回運営小委員会資料】	11
資料No.5	令和4年 福岡県賃金実態調査結果…………… （製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）	13



資料番号  
NO. 1

令和4年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和4年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	なかむら しょうご 中村 匠吾	弁護士
	のだ さよこ ○野田 小夜子	社会保険労務士
	まるたに こうすけ ◎丸谷 浩介	九州大学大学院 法学研究院 教授
労働者代表委員	いしばし こういち 石橋 浩一	日本製鉄八幡労働組合 執行委員
	のなか あつし 野中 篤志	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 事務局長
	みしま しんいち 三島 慎一	アステック入江労働組合 組合長
使用者代表委員	さかもと なおき 坂本 直記	吉川工業株式会社 人事室長
	なかむら としたか 中村 年孝	福岡県経営者協会 専務理事
	ふくだ ひろし 福田 寛	日本製鉄株式会社 九州製鉄所 労働・購買部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である



令和3年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(製鉄・鉄鋼)

資料番号  
No.2

(令和3年度最賃額順)

加重平均額:990円(※)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R2年度最賃額	R3年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R3	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	千葉	A	鉄鋼	995	1,023	28	2.81%	28	953		70	107.3%	15,850
2	愛知	A	鉄鋼	976	996	20	2.05%	28	955		41	104.3%	12,830
3	大阪	A	鉄鋼	968	996	28	2.89%	28	992		4	100.4%	17,470
4	広島	B	鉄鋼	970	995	25	2.58%	28	899		96	110.7%	9,130
5	山口	C	鉄鋼・非鉄金属	967	995	28	2.90%	28	857		138	116.1%	9,020
6	兵庫	B	鉄鋼	964	992	28	2.90%	28	928		64	106.9%	16,820
7	岡山	C	鉄鋼	962	985	23	2.39%	28	862		123	114.3%	7,450
8	大分	D	鉄鋼	951	981	30	3.15%	30	822		159	119.3%	3,270
9	福岡	C	鉄鋼	976	980	● 4	● 0.41%	28	870		110	112.6%	6,970
10	北海道	C	鉄鋼	967	979	12	1.24%	28	889		90	110.1%	4,050
11	和歌山	C	鉄鋼	949	977	28	2.95%	28	859		118	113.7%	4,860
12	茨城	B	鉄鋼	945	975	30	3.17%	28	879		96	110.9%	9,100
13	島根	D	鉄鋼	922	954	◎ 32	◎ 3.47%	32	824		130	115.8%	2,500
14	宮城	C	鉄鋼	925	953	28	3.03%	28	853		100	111.7%	1,400
15	群馬	C	鉄鋼	921	946	25	2.71%	28	865		81	109.4%	1,920
16	青森	D	鉄鋼	903	929	26	2.88%	29	822		107	113.0%	1,350
17	岩手	D	鉄鋼・金属製品	852	878	26	3.05%	28	821		57	106.9%	1,650
18	神奈川	A	鉄鋼	874	874	★ 0	★ 0.00%	28	1040	○	-166	84.0%	
19	東京	A	鉄鋼	871	871	★ 0	★ 0.00%	28	1041	○	-170	83.7%	
20	三重	B	鉄鋼	739	739	申出無し		28	902	○	-163	81.9%	

※「◎」は最大値、「●」は最小値。なお、「★」は金額審議を経ていないため、加重平均額の算定にあたっては含めず。また、「県最賃額未済」も当該算定には含めず。



令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

資料番号  
No. 3

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		適用労働者数 (A)人	合意した 又は協約 適用労働 者数 (B)人	合意者又は 協約適用労働者割合 (%) $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
			労働協約	公正競争			
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970	3,975	57.0%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		21,520	9,182	42.7%
令和3年6月30日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,800	9,904	43.4%
令和3年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,550	8,601	90.1%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,120	5,633	37.3%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入

## 令和4年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出ケース		合意した 又は協約 適用労働 者数(B)	合意者又は 協約適用労 働者割合  $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	協定最低 賃金額 (C)	(参考) 差額 (C-D)
			労働 協約	公正 競争				
令和4年6月20日	福岡県製鉄業、製 鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	日本基幹産業労働組合 連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		3,975人	57.0%	1,018円	38円
					6,970人		980円	103.88%
令和4年6月27日	福岡県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合 会 福岡地方協議会 議長 大塚 康宏	○		9,182人	42.7%	1,003円	56円
					21,520人		947円	105.91%
令和4年6月30日	福岡県輸送用機 械器具製造業	自動車総連福岡地方協 議会 議長 吉村 淳治	○		9,904人	43.4%	1,005円	48円
					22,800人		957円	105.02%
令和4年6月30日	福岡県自動車 (新車)小売業	自動車総連福岡地方協 議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 秀幸	○		8,601人	90.1%	1,004円	45円
					9,550人		959円	104.69%
令和4年6月27日	福岡県百貨店、総 合スーパー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		5,633人	37.3%	900円	3円
					15,120人		897円	100.33%

※合意者又は協約適用労働者割合については、小数点第2位を四捨五入



### 令和4年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

#### 【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和2年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月26日	3,188 名	¥1,104	¥1,069	¥1,069
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和4年4月19日	300 名	¥1,019	¥980	¥978
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和4年5月18日	170 名	¥1,067	¥997	¥991
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和4年4月18日	317 名	¥1,018	¥1,001	¥1,001
合計			3,975 名	最低: ¥1,018	最低:¥980	最低:¥978



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となるエネルギー問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、Aランク31円、Bランク30円の目安が示され、福岡県における地方別最低賃金は30円の引き上げが決定しました。今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まりますが、私たち鉄鋼産業を取り巻く環境は、コロナ禍からの経済回復に伴う堅調な鋼材需要や鋼材価格の改善などを背景に回復傾向にあるものの、主原料価格の高騰や鉄鋼業の構造課題への対応といった課題に加え「ゼロカーボンスチール」の実現に向けた研究開発・設備投資費用の負担といった将来的な課題が山積しています。

こうした環境の中、グローバル競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要であり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながりかねません。

その対策の一環として、超少子高齢化・人口減少社会において生産年齢人口が減少するなかで、優秀な人材の確保が欠かせないことから、鉄鋼産業で働く者全てにおいて賃金水準を向上させ産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかには一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1)はじめに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は2022年度地域別最低賃金の改定について、全国平均で31円の引き上げを決めた。上昇率は3.3%、上げ幅は21年度の28円(最も上げ幅が大きかった額)を上回る形となった。

2)鉄鋼業界を取り巻く状況

4～6月期の粗鋼生産量2,299万トン、前年同期比5.6%減という実績から始まり、経済産業省の鉄鋼メーカー各社生産計画ヒアリングによると、7～9月期の粗鋼生産量は前年同期比4.8%減の2,293万トン。需要環境は改善に向かっているものの、海外鋼材市況の軟化などで輸出向け生産が伸び悩むことなどから、3四半期連続で前年同期実績を下回る見通しである。また、経産省は半導体などの部品供給不足からの回復状況には注視が必要な上、ロシア-ウクライナ情勢の長期化や新型コロナの感染拡大による影響が下振れリスクになる可能性があるとして指摘し、国内・輸出向けともにリスクを見極めることが重要としている。普通鋼の国内向けは自動車需要の改善を一部見込んでいるものの、輸出向けは高炉・電炉ともに前期比減となり、海外市場では様子見ムードが広がり、引き合いは盛り上がり欠いていると分析されている。

高炉メーカー3社とも2023年3月期（通期業績予想を出したが、高水準の収益を計上した22年3月期に比べ3社ともに減益予想となる。原料・資材価格の高騰などコスト増が深刻さを増す中、一定の鋼材販売価格の改善が見込まれ、減益ながら収益を維持確保する形を取っている。

コロナ禍からの経済回復により事業環境が好転した22年3月期に比べ、今期の事業環境は悪化。原料炭急騰によるコスト上昇に加え、自動車向け鋼材需要回復の遅れなどが収益を押し下げる要因となっている。その中で、販価改善や生産設備の集約などここ数年の構造改革によって収益体質を変えてきているが、国際情勢や感染状況に加えサプライチェーン正常化の遅れなど、先行き不透明材料は未だ多い。その他にも為替動向などによってはさらに下振れリスクが拡大する可能性もあり、鋼材の海外市場の動向なども含め未だ予断を許さないのが現状である。

### 3) 特定最低賃金の改正の必要性について

国内の総人口が減少する中、総務省が4月に公表した2021年10月1日時点の人口推計で労働の中心的な担い手となる15～64歳の生産年齢人口の割合は総人口の59.4%となり、統計を取り始めた1950年以来最低となる。

製造業・鉄鋼業界においても労働力確保という面において人材の採用・育成は不可欠と考え、より優秀な人材を確保するためにも他業種との時給格差の必要性は十分認識している。一方、国内市場に留まらない製鉄業においては未だ全世界に影響を及ぼし続ける感染症拡大に加え、ロシア-ウクライナ情勢の長期化、海外市場の慎重化や部品供給網の異常等により経済回復の先行き不透明さは続いている。

そうした中、企業の経営効率改善や生産性向上が追い付かないまま過大に人件費負担を増大させてしまうことで、かえって正社員雇用の削減や採用抑制、過勤務抑制などから総じての人件費抑制、廃業検討、設備投資抑制による生産性向上の阻害といった悪影響や事業活動の消極化も懸念されるため、より慎重な扱いが必要だと考える。

以上より、最低賃金の引上げの可否及びその額について、公益代表委員様および労働者側委員様と十分な議論を行い、慎重に決定していく必要があると考えます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

令和4年  
福岡県賃金実態調査結果  
(製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、  
鋼材製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

## 目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（鉄鋼業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和4年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	6
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	8
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	9
6	最低賃金に関する基礎調査票	10



## 調査の概要

### 1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

### 2 調査区域

福岡県全域

### 3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E 221 (製鉄業)

E 222 (製鋼・製鋼圧延業)

E 223 (製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く))

いずれも常用労働者 100 人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

### 4 調査対象期間及び労働者

令和 4 年 6 月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30 人以上の規模の事業所については全労働者の 1/2 を調査対象労働者とした。

### 5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は 14 事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の 10 事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

### 6 集計項目

就業形態別、規模別及び 1 時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

### 7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9 人規模		10～29 人規模		30～99 人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
21	550	2	—	13	265	6	285

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース (令和 2 年次フレーム)」に基づく母集団数である。

## 日本標準産業分類(鉄鋼業関係)

### 221 製鉄業

#### 2211 高炉による製鉄業

主として高炉により銑鉄を製造する事業所をいう。

#### 2212 高炉によらない製鉄業

主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより銑鉄を製造する事業所をいう。

#### 2213 フェロアロイ製造業

主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。

### 222 製鋼・製鋼圧延業

#### 2221 製鋼・製鋼圧延業(転炉、電気炉を含む)

主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。

### 223 製鋼を行わない鋼材製造業

(表面処理鋼材を除く)

#### 2231 熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2232 冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)

主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2233 冷間ロール成型形鋼製造業

主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。

#### 2234 鋼管製造業

主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無鋼管、電縫鋼管、鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。

#### 2235 伸鉄業

主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くずなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。

#### 2236 磨棒鋼製造業

主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。

#### 2237 引抜鋼管製造業

主として他から受け入れた鋼管(中古管を含む)から引抜鋼管を製造する事業所をいう。

#### 2238 伸線業

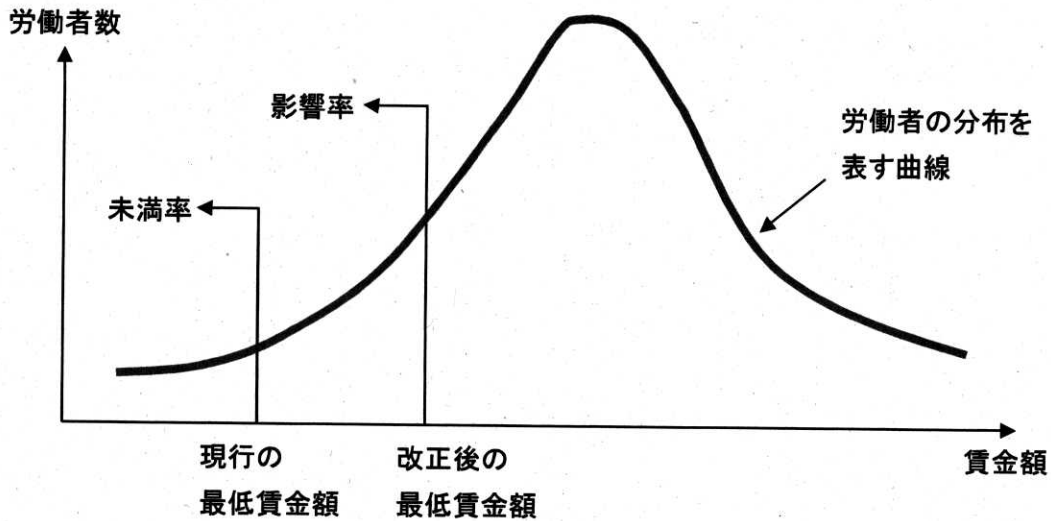
主として他から受け入れた線材、パーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。

#### 2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)

主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

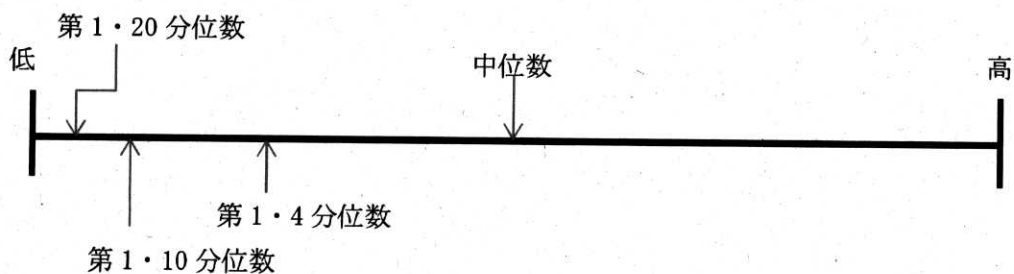
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値



すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図

令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～969	6	1.2	1.2	4	0.8	0.8	2	33.3	33.3
970	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
971	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
972	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
973	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
974	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
975	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
976	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
977	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
978	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
979	0	0.0	1.2	0	0.0	0.8	0	0.0	33.3
980	6	1.2	2.4	4	0.8	1.6	2	33.3	66.7
981	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
982	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
983	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
984	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
985	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
986	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
987	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
988	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
989	0	0.0	2.4	0	0.0	1.6	0	0.0	66.7
990	2	0.4	2.7	0	0.0	1.6	2	33.3	100.0
991	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
992	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
993	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
994	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
995	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
996	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
997	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
998	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
999	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,000	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,001	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,002	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,003	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,004	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,005	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,006	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,007	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,008	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,009	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,010	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			

令和4年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,011	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,012	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,013	0	0.0	2.7	0	0.0	1.6			
1,014	6	1.2	3.9	6	1.2	2.8			
1,015	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,016	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,017	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,018	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,019	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,020	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,021	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,022	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,023	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,024	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,025	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,026	0	0.0	3.9	0	0.0	2.8			
1,027	3	0.6	4.5	3	0.6	3.4			
1,028	0	0.0	4.5	0	0.0	3.4			
1,029	0	0.0	4.5	0	0.0	3.4			
1,030	0	0.0	4.5	0	0.0	3.4			
1,031 ~ 1,039	2	0.4	4.9	2	0.4	3.8			
1,040 ~ 1,049	3	0.6	5.6	3	0.6	4.4			
1,050 ~ 1,059	2	0.4	6.0	2	0.4	4.8			
1,060 ~ 1,069	2	0.4	6.3	2	0.4	5.2			
1,070 ~ 1,079	19	3.4	9.7	19	3.4	8.6			
1,080 ~ 1,089	0	0.0	9.7	0	0.0	8.6			
1,090 ~ 1,099	8	1.4	11.1	8	1.4	10.1			
1,100 ~ 1,199	21	3.9	15.0	21	3.9	14.0			
1,200 ~ 1,299	65	11.9	26.9	65	12.0	26.0			
1,300 ~ 1,399	64	11.6	38.5	64	11.7	37.7			
1,400 ~ 1,499	66	12.0	50.5	66	12.2	49.9			
1,500 ~	272	49.5	100.0	272	50.1	100.0			
計	550	100.0		543	100.0		6	100.0	
月平均賃金額	273,982			276,240			84,364		
月一人当たり労働時間数	163			164			87		
第1・20分位数	1,045			1,062			900		
第1・10分位数	1,090			1,099			900		
第1・4分位数	1,289			1,289			900		
中位数	1,492			1,503			980		
時間当たり平均額	1,720			1,729			957		

令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～969				6	2.4	2.4	0	0.0	0.0
970				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
971				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
972				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
973				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
974				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
975				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
976				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
977				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
978				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
979				0	0.0	2.4	0	0.0	0.0
980				6	2.4	4.9	0	0.0	0.0
981				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
982				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
983				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
984				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
985				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
986				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
987				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
988				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
989				0	0.0	4.9	0	0.0	0.0
990				2	0.8	5.7	0	0.0	0.0
991				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
992				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
993				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
994				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
995				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
996				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
997				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
998				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
999				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,000				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,001				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,002				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,003				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,004				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,005				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,006				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,007				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,008				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,009				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,010				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0

令和4年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

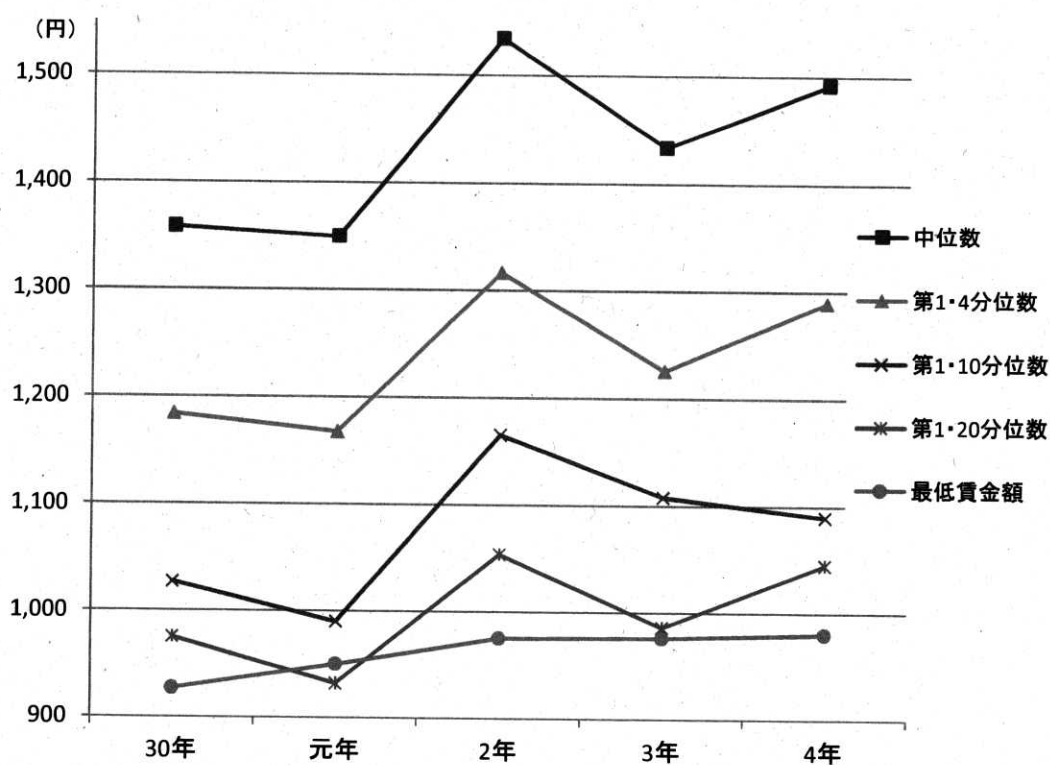
1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,011				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,012				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,013				0	0.0	5.7	0	0.0	0.0
1,014				6	2.4	8.1	0	0.0	0.0
1,015				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,016				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,017				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,018				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,019				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,020				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,021				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,022				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,023				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,024				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,025				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,026				0	0.0	8.1	0	0.0	0.0
1,027				0	0.0	8.1	3	1.2	1.2
1,028				0	0.0	8.1	0	0.0	1.2
1,029				0	0.0	8.1	0	0.0	1.2
1,030				0	0.0	8.1	0	0.0	1.2
1,031 ~ 1,039				2	0.8	8.9	0	0.0	1.2
1,040 ~ 1,049				0	0.0	8.9	3	1.2	2.4
1,050 ~ 1,059				2	0.8	9.8	0	0.0	2.4
1,060 ~ 1,069				2	0.8	10.6	0	0.0	2.4
1,070 ~ 1,079				15	5.7	16.3	3	1.2	3.6
1,080 ~ 1,089				0	0.0	16.3	0	0.0	3.6
1,090 ~ 1,099				4	1.6	17.9	3	1.2	4.8
1,100 ~ 1,199				4	1.6	19.5	17	6.0	10.8
1,200 ~ 1,299				35	13.0	32.5	31	10.8	21.7
1,300 ~ 1,399				26	9.8	42.3	38	13.3	34.9
1,400 ~ 1,499				39	14.6	56.9	27	9.6	44.6
1,500 ~				114	43.1	100.0	158	55.4	100.0
計				265	100.0		285	100.0	
月平均賃金額				265,401			281,983		
月一人当たり労働時間数				171			155		
第1・20分位数				990			1,124		
第1・10分位数				1,062			1,182		
第1・4分位数				1,233			1,318		
中位数				1,442			1,571		
時間当たり平均額				1,544			1,884		

## 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(全労働者)

	30年	元年	2年	3年	4年	対前年比
中位数	1,358	1,349	1,534	1,434	1,492	+58
第1・4分位数	1,184	1,168	1,316	1,226	1,289	+63
第1・10分位数	1,027	990	1,166	1,108	1,090	-18
第1・20分位数	975	932	1,054	986	1,045	+59
最低賃金額	927	950	975	976	980	+4
未満率	2.8%	5.6%	2.0%	2.8%	1.2%	-1.6
影響率	3.5%	8.5%	3.1%	3.7%		

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業(全労働者)





最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		980円	
未満率		1.2%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	981	2.36	13
2	2	0.20	982	2.36	13
3	3	0.31	983	2.36	13
4	4	0.41	984	2.36	13
5	5	0.51	985	2.36	13
6	6	0.61	986	2.36	13
7	7	0.71	987	2.36	13
8	8	0.82	988	2.36	13
9	9	0.92	989	2.36	13
10	10	1.02	990	2.36	13
11	11	1.12	991	2.73	15
12	12	1.22	992	2.73	15
13	13	1.33	993	2.73	15
14	14	1.43	994	2.73	15
15	15	1.53	995	2.73	15
16	16	1.63	996	2.73	15
17	17	1.73	997	2.73	15
18	18	1.84	998	2.73	15
19	19	1.94	999	2.73	15
20	20	2.04	1,000	2.73	15
21	21	2.14	1,001	2.73	15
22	22	2.24	1,002	2.73	15
23	23	2.35	1,003	2.73	15
24	24	2.45	1,004	2.73	15
25	25	2.55	1,005	2.73	15
26	26	2.65	1,006	2.73	15
27	27	2.76	1,007	2.73	15
28	28	2.86	1,008	2.73	15
29	29	2.96	1,009	2.73	15
30	30	3.06	1,010	2.73	15
31	31	3.16	1,011	2.73	15
32	32	3.27	1,012	2.73	15
33	33	3.37	1,013	2.73	15
34	34	3.47	1,014	2.73	15
35	35	3.57	1,015	4.00	22



最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和4年6月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- 1. ※欄は記入しなくてください。
2. 令和4年6月1日現在(ただし、2の(8)~(14)については実績ではなく、令和4年6月分の見込み)の状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使ってください。(太線)の中について記入して下さい。

イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. Oで囲む場合は、いずれか1つの数字をOのようにOで囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。
イ. 事業主、社長、理事、取締役などの役員、ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

※産業分類番号 天 中 小 細

※事業所番号

※市区町村番号

※郵便番号

統計法に基づく一般統計調査

連絡先 TEL
主要な生産品の内容
又は事業の内容
(主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)

記入担当者
法人番号

1. 事業所に関する事項(注)

事業所の労働者数(注1)
(臨時、パートを含む)
令和4年6月1日現在
男 人 女 人 計 人

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

Table with columns for worker details: (1) 一連番号, (2) 労働者番号, (3) 性別, (4) 業態, (5) 年齢, (6) 勤続年数, (7) 職種又は仕事の内容, (8) 基本給額, (9) 精皆勤手当, (10) 通勤手当, (11) 家族手当, (12) その他の手当, (13) 月間所定労働日数, (14) 1日の所定労働時間.

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

## 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件 名		福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時 間 額	980円		
未 満 率		1.2%			
項 番	時 間 額			影 響 率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	981	2.36	13
2	2	0.20	982	2.36	13
3	3	0.31	983	2.36	13
4	4	0.41	984	2.36	13
5	5	0.51	985	2.36	13
6	6	0.61	986	2.36	13
7	7	0.71	987	2.36	13
8	8	0.82	988	2.36	13
9	9	0.92	989	2.36	13
10	10	1.02	990	2.36	13
11	11	1.12	991	2.73	15
12	12	1.22	992	2.73	15
13	13	1.33	993	2.73	15
14	14	1.43	994	2.73	15
15	15	1.53	995	2.73	15
16	16	1.63	996	2.73	15
17	17	1.73	997	2.73	15
18	18	1.84	998	2.73	15
19	19	1.94	999	2.73	15
20	20	2.04	1,000	2.73	15
21	21	2.14	1,001	2.73	15
22	22	2.24	1,002	2.73	15
23	23	2.35	1,003	2.73	15
24	24	2.45	1,004	2.73	15
25	25	2.55	1,005	2.73	15
26	26	2.65	1,006	2.73	15
27	27	2.76	1,007	2.73	15
28	28	2.86	1,008	2.73	15
29	29	2.96	1,009	2.73	15
30	30	3.06	1,010	2.73	15
31	31	3.16	1,011	2.73	15
32	32	3.27	1,012	2.73	15
33	33	3.37	1,013	2.73	15
34	34	3.47	1,014	2.73	15
35	35	3.57	1,015	4.00	22

### 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金				
現行の最低賃金額	時間額	980円			
未満率	1.2%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.67	1,016	4.00	22
37	37	3.78	1,017	4.00	22
38	38	3.88	1,018	4.00	22